



グラントソントン致同 Japan Desk News Flash

2019 年 第 26 号

今回のテーマ： 越境貿易および投資の利便化の更なる促進に関する通知-貿易編

10 月 25 日、国家外貨管理局は「越境貿易および投資の利便化の更なる促進に関する通知」（匯発〔2019〕28 号）を発表した。通知によると、（越境貿易について）貿易における外貨取引の利便化に関する試験範囲を拡大するとともに、（越境投融資について）非投資性外商投資企業による資本金での国内持分への投資を解禁した。本通知は発表日より実施される。今号では越境貿易に関する利便化措置について紹介する。

●貿易外貨決済の利便化の拡大

貨物貿易外貨收支の利便化の試験地域を拡大する。粵港澳大湾区（広東・香港・マカオペイエリア）、上海市及び浙江省での試験に基づいて、その他地域についても、貿易に関する外貨決済証憑に係る審査の最適化、特殊な外貨返還業務に関する登記の廃止、輸入に外貨決済の照会手続きの簡素化などのモデル事業の展開をサポートする。またサービス貿易に係る外貨收支の利便化試験についても実施する。条件に適合する銀行が、信用が良好な国内機関に対しサービス貿易に係る外貨決済を取扱う場合、「顧客を理解し、業務を理解し、審査に係る職責を尽くす」という業務展開原則に基づき行うことができる。サービス貿易に係る外貨決済の税務備案については電子化を推進するとともに、情報共有方式で銀行の電子審査についても実現していく。

●小型・零細の越境 EC 企業（電子商取引）に対する貨物貿易決済手続の簡素化

決済機関、若しくは銀行は「決済機関の外貨業務管理弁法の公布に関する通達」（匯発〔2019〕13 号）に基づき貨物貿易に関し、外貨の受取・支払を行う場合は、貨物貿易の外貨受取、若しくは支払金額が年間累計で 20 万米ドルを下回る小型・零細越境 EC 企業に対しては、「貿易外貨受取・支払企業リスト登記（以下、リスト登記という）」を免除する。外貨管理局はリスト登記を免除となった小型・零細越境 EC 企業に対して監督・検査を実施する。

●貨物貿易の外貨業務に係る報告方法の改善

企業が所在地の外貨局へ、保留期間内の業務を報告する規定を取消すものとする。外貨管理局は貨物貿易の外貨決済に関し、異常または不審な保留期間内の企業に対して重点的に監視と検査を実施し、分類管理の規範化を進める。

貿易に係る信用情報、トレードファイナンス等の業務報告は、貨物貿易外貨モニタリングシステム（企業端末）を通じてオンラインで実施でき、所在地の外貨管理局での現場報告は不要となる。（但し貿易主体が異なる特殊業務を除く）。

●輸出収入審査待ち口座の開設の緩和

企業は貨物貿易収入の入金に関わる輸出収入審査待ち口座（以下、審査待ち口座という）を開設するか否かについては自主的に決めることができる。企業が審査待ち口座を開設しない場合、銀行は、現行の規定に基づき審査・承認した貨物貿易収入を直接経常項目の外貨口座に入金する、あるいは人民元転することになる。また外貨管理局に対し審査待ち口座収入申告書を提出する必要がある企業に対しては、その提出義務を免除する。

●企業の分支機構（分公司）のリストについての登記利便化

企業が分支機構（分公司）についてのリストを登記、変更、抹消手続きを行う場合、分公司の営業許可証の原本、若しくは副本については引き続き提出する必要があるが、企業法人（総公司）の営業許可証については提出不要となる。

●工事請負企業の海外資金集中管理を許可

工事請負企業は外貨管理局で登記を行うことで、海外で資金集中管理口座を開設することができる。海外資金集中管理口座は海外口座所在国・地域の法律法規を遵守しなければならない。海外資金集中管理口座の収入範囲としては、海外事業者若しくは中国国内から入金した工事代金の他、同一主体が開設した海外同一国・地域におけるその他の請負事業に係る口座から入金した資金が含まれる。払出の範囲としては、中国国内へ返金した工事代金の他、海外工事に係る支出、同一の主体が開設した海外同一国・地域におけるその他の請負事業に係る口座への送金が含まれる。

